

(令和 2 年度経済産業省委託調査)

令和 2 年度重要技術管理体制強化事業
(諸外国における国際約束の履行等に基づく
貿易管理制度等に係る調査)

令和 3 年 3 月

公益財団法人 日本国際問題研究所

軍縮・科学技術センター

序文

本調査報告書は、当センターが令和2年度に経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課の委託により行った「令和2年度重要技術管理体制強化事業（諸外国における国際約束の履行等に基づく貿易管理制度等に係る調査）」での調査を踏まえ取りまとめられたものである。

本調査の業務従事者は下記の通りである。

業務責任者	首藤 明美	日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター 企画部長兼主任研究員
-------	-------	------------------------------------

業務主任	戸崎 洋史	日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター 主任研究員
------	-------	-------------------------------

業務主任	高山 嘉顕	日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター 研究員
------	-------	-----------------------------

本報告書が今後の我が国の貿易管理政策に少しでも貢献できれば幸いである。

なお、本調査報告書に掲載された各稿は、各執筆者の見解によるものであり、日本政府、日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター、および各執筆者の所属団体の意見・見解を反映するものでも、また代表するものでもない。

令和3年3月
公益財団法人 日本国際問題研究所
軍縮・科学技術センター
所長代行 市川 とみ子

内容

はじめに	1
第Ⅰ部 諸外国の制度等に関する文献調査等及び各国比較	2
序章	2
第1章 北朝鮮からの輸入に対する米国の制裁措置と北朝鮮関連海上活動	3
第2章 北朝鮮に関する欧州連合の制裁体制：調査、執行、遵守	4
第3章 文在寅政府下の北朝鮮制裁問題	6
終章	7
第Ⅱ部 日本企業の実態調査	8
おわりに	9

はじめに

高山 嘉顕（日本国際問題研究所 軍縮・科学技術センター 研究員）

核兵器、化学・生物兵器、およびこれらの運搬手段といった大量破壊兵器（WMD：Weapons of Mass Destruction）等の不拡散は、国際社会の平和と安全にとって重要な課題である。そしてこの観点から、北朝鮮に対する制裁措置が国際連合安全保障理事会（以下、「安保理」という。）で採択されている。特に 2006 年に北朝鮮が複数の弾道ミサイルを発射し、核実験を強行して以降、安保理決議に基づく制裁措置は厳格化した。これらの制裁は北朝鮮に極めて大きな影響を与えている。

日本政府は日朝関係を踏まえて、国連安保理決議よりもさらに厳しい独自の制裁措置を実施している。経済産業省は、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づき、北朝鮮との間で 2006 年（平成 18 年）から輸入を、2009 年（平成 21 年）から輸出をほぼ全面的に禁止している。

北朝鮮から諸懸念の解決に向けた具体的な行動を引き出せるよう、制度を実効的に運用し、制裁措置を着実に履行することが重要であるが、近年、北朝鮮による制裁回避の手口は巧妙化している。特に、輸出入については、国連安保理北朝鮮専門家パネル報告書（以下、「パネル報告書」という。）によると、近年北朝鮮に入港する石油精製品の揚荷は、輸送頻度や船舶数とともに増加している。2020 年に公表されたパネル報告書では、北朝鮮の石油精製品の違反取引の実態が、安保理決議により規制されている年間供給上限量である 50 万バレルの 4 倍から 8 倍であるとのシナリオが提示されている。また、同パネル報告書によれば、米国は、同 50 万バレルの 3 倍を超過した石油精製品が北朝鮮に不正輸入されたとしている（米国シンクタンク科学国際安全保障研究所（Institute for Science and International Security: ISIS）は同パネル報告書を引照し「数倍」と記している。）。

このような背景を踏まえ、本事業では、我が国の貿易管理体制をより実効的に運用することを目的として調査を行った。具体的には、「諸外国の制度等に関する文献調査等及び各国比較」（第Ⅰ部）並びに「日本企業の実態調査」（第Ⅱ部）を実施した。本報告書は本事業を取りまとめたものである。

第 I 部

諸外国の制度等に関する文献調査等及び各国比較

序章

高山 嘉顕（日本国際問題研究所 軍縮・科学技術センター 研究員）

北朝鮮の大量破壊兵器（WMD：Weapons of Mass Destruction）等の開発計画は国際や地域の平和と安全にとって重要な課題である。2000 年代後半以降、国際社会は国際連合安全保障理事会（以下、「安保理」という。）決議に基づいて対北朝鮮制裁を科してきた。特に 2006 年の北朝鮮の弾道ミサイル発射と核実験は、それぞれ安保理決議 1695 と安保理決議 1718 の採択に繋がり、北朝鮮に対する国際的な制裁措置をかつてないほどに厳しいものにした。

国際的な対北朝鮮制裁の実効性は各国の執行状況に左右される。対北朝鮮制裁の国際的な実行状況は複雑で、ある国は国連安保理制裁の厳格な履行を求め、またある国は北朝鮮政府に対する独自制裁を科するような状況にある。

以上のような問題意識から、本事業では各国の履行状況についての調査を行った。事業実施にあたり、調査対象国の経済制裁の法令制度や実効性を高めるための取組みを調査した。

第 1 章 北朝鮮からの輸入に対する米国の制裁措置と北朝鮮関連海上活動

2016 年以降、米国政府は、北朝鮮の核・ミサイルプログラム活動の継続、サイバー活動への関与、第三国間取引を通じた制裁逃れ、強制労働の利用など、国家安全保障、外交政策、人権問題をはじめとする様々な問題に対応するため、北朝鮮に包括的な国家的禁輸措置を科してきた。北朝鮮を対象とした米国の制裁（「北朝鮮制裁」）は、主に米国財務省の外国資産管理局（OFAC）によって実施・維持されている。北朝鮮制裁は、米国法に基づいて組織された企業（米国の金融機関、非米国企業の米国子会社を含む。）とその非米国支店、米国内に物理的に所在するすべての人、米国市民および永住外国人（以下、総称して「米国人」と呼ぶ。）に最も直接的に適用される。

第2章 北朝鮮に関する欧州連合の制裁体制：調査、執行、遵守

本章は、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）に関する EU の制裁体制を概観し、EU 加盟国が北朝鮮や第三国からの不法輸出入の調査と執行にどのように取り組んでいるかを明らかにすることを目的としている。

国連は 2006 年、北朝鮮の核・弾道ミサイル実験を受けて、決議 1718（2006 年）を採択し、初めて北朝鮮に制裁措置を科した。EU 理事会はその後、共通の立場（Common Position）2006/795/CFSP と規則（Regulation）397/2007 を採択し、これらの国連制裁を EU 法に転置し、EU 初の対北朝鮮独自制裁措置を確立した。2006 年以降、EU は、1874（2009 年）、2087（2013 年）、2094（2013 年）、2270（2016 年）、2321（2016 年）、2356（2017 年）、2371（2017 年）、2375（2017 年）、2397（2017 年）という北朝鮮に制裁を科したすべての国連安全保障理事会決議を実施してきた¹。

簡単に言えば、これらの措置は北朝鮮の核、弾道ミサイル、大量破壊兵器（WMD）関連の計画を対象とし、武器、汎用品、金、貴金属、ダイヤモンド、鉱物、石炭、鉄鉱石、鉛、彫像、ヘリコプター、船舶、高級品、繊維、石油、原油、魚介類、食料、産業機械などの輸出入制限により、これらの計画に寄与する可能性のあるサービス、技術の取引を禁止するものである。また、3つのプログラムに関連したサービス、貿易や投資のための財政支援、科学・輸送分野への支援（北朝鮮籍船との瀬取り、バンカーリング、用船契約・乗組員サービスのリース、船舶・航空機の登録を含む）にも制限が設けられている²。

EU の制裁制度を定めた法律は、理事会規則 2017/1509（「規則」（the Regulation））（397/2007 を廃止したもの）³、理事会決定（CFSP）2016/849（「決定（the Decision）」）（2013/183/CFSP を廃止したもの）⁴であり、いずれもその後改正されている。これらの規則は、加盟国の領土、領空、加盟国の管轄下にある航空機や船舶の機内、および加盟国の国民、加盟国の法律に基づい

¹ “EU-Democratic People’s Republic of Korea (DPRK) relations,” European External Action Service (31 July 2018). < [https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage_en/8899/EU-%20Democratic%20People's%20Republic%20of%20Korea%20\(DPRK\)%20relations,%20fact%20sheet](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage_en/8899/EU-%20Democratic%20People's%20Republic%20of%20Korea%20(DPRK)%20relations,%20fact%20sheet) >

² “North Korea: A Sanctions Overview,” Lexology, November 2017.

³ Council Regulations (EU) 2017/1509.
< <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R1509> >

⁴ Council Decision (CFSP) 2016/849.
< <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1599036353110&uri=CELEX:02016D0849-20200801> >

て設立または構成された企業やその他の事業体、または EU 内で行われる事業の全部または一部に適用される⁵。

EU は、独自措置として、北朝鮮の核、弾道ミサイル、またはその他の大量破壊兵器関連プログラムへの貢献、または制裁回避を理由に、57 人の個人と 9 つの団体をリストアップした。EU の独自制裁と国連制裁の下でリストアップされた個人と団体は、決定 (the Decision) 第 27 条 (1) に基づき、すべての資金と経済的資源を凍結する措置の対象となり、リストアップされた人物は、資金や経済的資源を直接または間接的に利用することができない。第 23 条(1)では、リストアップされた者は、加盟国の領域への入国及び領域を通過することが禁止されている。

また、EU は、(i)北朝鮮への投資と北朝鮮との間のすべての経済分野への投資を禁止し、(ii)北朝鮮に送ることが可能な個人送金額を 1 万 5,000 ユーロから 5,000 ユーロに引き下げ、(iii)輸出入禁止の対象となる高級品のリストを拡大し、(iv)北朝鮮の人々や事業体へのコンピューターサービス、および化学・鉱業・精錬業の鉱業・製造業に関連したサービスの提供を禁止している⁶。

⁵ “Sanctions Guidelines - update,” General Secretariat of the Council, 4 May 2018.

<<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-5664-2018-INIT/en/pdf>>

⁶ “Region Overview” European Sanctions North Korea.

<<https://www.europeansanctions.com/region/north-korea/>>

第3章 文在寅政府下の北朝鮮制裁問題

2017 年 11 月、射程距離 1 万キロメートルを超える火星-15 型を試験発射した後、北朝鮮は「国家核力の完成」を宣言し、ここに先立つ 9 月 3 日には自ら水素爆弾だと公表し、6 度目の核実験を実施した。朝鮮半島で軍事的緊張が高まる状況で、国際連合を含めた国際社会は、北朝鮮の主要輸出品である鉱物資源と海産物などの輸出を禁止することで外貨獲得を遮断すると同時に、北朝鮮への石油精製品の輸出を制限し、ミサイル開発のために利用可能な機械類の輸出も禁止するなど強い制裁措置を取った。2017 年だけでも 4 つの対北制裁決議が国連安保理で採択された。

本稿では対北朝鮮制裁に関する文在寅政権の立場を政策と制度面で手短に詳述する。また、文在寅政権登場発足以後の韓国政府の対北制裁履行状況について、可能な範囲内で公開された資料に即して整理する。

終章

高山 嘉顕（日本国際問題研究所 軍縮・科学技術センター 研究員）

2000 年代後半以降の北朝鮮は、国連安保理決議に違反して、核実験と弾道ミサイルの発射を繰り返した。その結果、安保理はかつてないほど厳しい対北朝鮮制裁決議を採択するに至った。安保理決議に基づく制裁措置が強化される一方で、安保理に基づかない独自の制裁措置を発動する国も現れた。

以上のことを念頭に、本事業では、諸外国の経済制裁の法令制度などを検討した。

第Ⅱ部

日本企業の実態調査

高山 嘉顕（日本国際問題研究所 軍縮・科学技術センター 研究員）

度重なる北朝鮮の核兵器や弾道ミサイル等の開発や実験に直面した国際社会は、国際連合安全保障理事会（以下、「安保理」という。）決議に基づく制裁措置を北朝鮮に科している。特に2006年に北朝鮮が行った複数回にわたる弾道ミサイル発射や初の核実験は、それぞれ安保理決議1695と安保理決議1718の採択に繋がり、北朝鮮に対する国際的な制裁措置をかつてないほどに厳しいものにした。

そうした中で、日本政府は安保理決議よりも厳しい独自の対北朝鮮制裁措置を発動している。06年の北朝鮮による弾道ミサイル発射を受けて、日本政府は同年10月に北朝鮮船舶の入港禁止、北朝鮮からの輸入禁止、および北朝鮮籍者の入国禁止などの独自制裁措置を発動し、日本は日朝平壤宣言での経済協力のみならず、2007年の6者会談で合意された北朝鮮向けのエネルギー支援の提供も拒否した¹。更に09年の北朝鮮による2回目の核実験を受けて対北朝鮮輸出も禁止するなど、独自制裁は強化されていった²。その結果、日本の対北朝鮮制裁はほぼ全面禁輸と言っていいほど厳しいものとなり、日朝間の経済取引量は公式統計上ゼロに近いレベルにまで縮小した。

¹ 「北朝鮮による核実験に係る我が国の当面の対応について」官房長官記者発表（2006年10月11日）、道下徳成『北朝鮮の瀬戸際外交の歴史－1966～2012年』（ミネルヴァ書房、2013年）262-264頁。

² 「我が国の対北朝鮮措置について」内閣官房長官発表（2009年6月16日）。

おわりに

高山嘉顕（日本国際問題研究所 軍縮・科学技術センター 研究員）

国際社会の平和と安全にとって WMD の不拡散は重要な課題であり続けている。特に 2006 年に北朝鮮が複数の弾道ミサイルを発射し、核実験を強行して以降、北朝鮮に対する安保理決議に基づく制裁措置は厳格化した。

このような問題意識から、本事業では、我が国の貿易管理体制をより実効的に運用することを目的として調査を行った。具体的には、「諸外国の制度等に関する文献調査等及び各国比較」（第Ⅰ部）並びに「日本企業の実態調査」（第Ⅱ部）を実施した。本報告書は本事業を取りまとめたものである。本報告書が今後の我が国の貿易管理政策に少しでも貢献できれば幸いである。